

令和6年度 サビ管研修実践研修

ライフステージやニーズに応じた
個別支援計画と取り組み事例

～児童期～

児童発達支援センター イーハートーブ養育センター

相談支援専門員 菅原 夏樹

児童期のライフステージとは

0歳から18歳までのライフステージがあり、発達の変化が著しいため、その時期によって、より専門的な対応が求められる。

乳幼児期	0歳～6歳
学童期	7歳～12歳くらい
思春期	13歳くらい～18歳

18年間の中に、立位、発語、就園、就学、受験、季節ごとの行事など発達の変化や、環境の変化が短いスパンで繰り返される時期

個別支援計画の作成にあたってのアセスメント

【包括的な情報収集を行うことができたか】

- ・本人の声・思いを聞き取ることができたか
- ・家族の思いを聞くことができたか
- ・家庭における生活状況、地域生活の状況、併行利用している園・学校における状況を把握することができたか
- ・発達の状況、医学的情報を把握することができたか
- ・相談支援をはじめとして、関係者からの情報を把握することができたか

個別支援計画の作成にあたってのアセスメント

アセスメントの視点

・生物的要因(生理的、医学的側面)※バイオ

発達及び障がいの特性、生来的な気質、疾患(診断、病歴、生理学的特徴、服薬治療等)

・心理的要因(心理・学習・教育的側面)※サイコ

不安、葛藤、希望、自己イメージ、防衛機制など(認知発達、言語コミュニケーション、社会・情動発達、運動発達など)パターン行動

・社会的要因(環境、社会、文化的側面)※ソーシャル

対人関係(家族、支援者、仲間など)関係機関のつながり、環境構成(家庭や学校等)周囲の理解、かかわりなど

「発達支援（本人支援）」の内容 5領域

健康・生活

- ・健康状態の把握
- ・健康の増進
- ・リハビリテーションの実施
- ・基本的な生活スキルの獲得
- ・構造化等により生活環境を整える

運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- ・身体の移動能力の向上
- ・保有する感覚の活用
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

認知・行動

- ・視覚・聴覚・触覚等の感覚や認知の活用
- ・知覚から行動への認知過程の発達
- ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- ・数量・大小・色などの取得
- ・認知の偏りへの対応
- ・行動障害への予防及び対応

言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用、受容言語と表出言語の支援
- ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- ・指差し、身振り、サイン等の活用
- ・読み書き能力の向上のための支援
- ・コミュニケーション機器の活用
- ・手話・点字・音声・文字等のコミュニケーション手段の活用

人間関係・社会性

- ・アタッチメント（愛着行動）の形成
- ・模倣行動の支援
- ・感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- ・一人遊びから協同遊びへの支援
- ・自己の理解とコントロールのための支援
- ・集団への参加への支援

個別支援計画作成にあたって

- 医学モデルに立った、苦手なポイントの克服・改善が中心となった内容ではなく、**ストレングスモデル**に立った前向きになる計画を立てたい。
- 専門性に基づいた支援が提供されるべきではあるが、記載内容は専門用語の使用や書き方には十分は考慮をもって、保護者の方が読みやすく、理解しやすい表現を心がけたい。
- 対象となる子ども本人に説明することを視野に入れることも必要かもしれない。
- 子どもの発達状況と生活の様子、家族の状況、生活の場における様子に応じて、個別的な検討のうえで作成される、フルオーダーな計画であるべき。
- 総合的な支援の提供**が重要なキーワードとなっているので、**包括的な観点で情報収集**にあたり、支援計画を立案したい。
- 子ども自身が持っているニーズや願い、保護者の主訴や願いを反映した計画となるように検討したい。
- 発達の観点を意識**して、専門性に立脚した計画を作成する。

意思形成支援

- ・意志の決定
 - ・意思決定の支援
 - ・意思形成の支援
 - ・意思形成に向けてすべきこと
- ・彼らには「意思がある」ことが大前提にある
- ・うまく聞き取ることができないのは、現代の科学であったり、技術であったりが未熟なためである。
- ・現代の科学は、目の前の子どもの思いを正確に聞き取ることすらできないという、限界性に挑戦していくこと。

少し大人になってからのことを意識して取り組んでほしいこと。

いくつかのポイント

- ・<総合的な支援>であることが大前提
- ・<特定の領域に重点を置いた支援>を計画した場合の書式のあり方
- ・<5領域>の取り扱い方
- ・確認:公表することが求められている、事業所における支援の実施に関する計画<支援プログラム>について
- ・時間の提示について
- ・児童発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載すること
- ・相談支援事業所との連携について

個別支援計画に沿った支援の提供

支援を行った後は・・・

モニタリング

個別支援計画の見直しを行うため、計画の評価をし、再アセスメントを行う。

児童期におけるモニタリングの意義

- ・発達・育ちの変化が大きい（児童期の特徴）
 - ・育っていること、成長していることの確認
 - ・新たな課題の確認
 - ・家族の意向や、支援機関の状況も変化する
- ・家族の状況も変化する可能性がある
 - ・家族のパワーバランスの変化
 - ・新しいきょうだい、きょうだいの進級・進学、家族の就労状況・転勤、介護ニーズ
- ・状況とニーズ、現在の支援状況への満足度などを把握する

個別支援計画の目標達成状況確認

- ・まずは「ほぼ達成」「未達成」の場合に『何故だろう?』と見直し、早急に対策を考える。次に「達成」についても『何故だろう?』を考え、良かった点を次につなげる。

- ・原因となることを支援者、子ども、保護者、関係者、事業所環境、学校環境等々の様々な視点から考察する。特に支援者（自分）以外に原因にする必要がある。

- ・未達成でかつ原因がわからない場合は、目標そのものがズレている、もしくは全く的外れであることが多い。その場合、支援者のこだわりで到達目標を継続することは不適切。

(支援者に技量がないことを棚に上げて、子どもに無理な目標を強いてしまうことになる。)

そして、新しい計画を作成していく

総合的な支援の方針

- ・事業所としてどのようなコンセプトで支援をしていくのかを含めてかけるとよい。
- ・全体の活動の狙いとの関係がわかること。
- ・子どもの育ちにいいことがわかること。
- ・支援の見通し、イメージが持てるように（1年ではない長いスパンでの見通しも含めて）

長期目標と短期目標

- ・どのような子どもに育ててほしいかを保護者とともに。
- ・ワクワク、ドキドキ感のある計画になるように本人とともに。
- ・具体的到達目標とリンクさせることが必要。
- ・体性は必要だが、気持ちのあり方や育む力など緩やかな表現も。
- ・長期目標は1年、短期目標は3～6か月で設定。

そして、新しい計画を作成していく

支援目標（具体的な到達目標）

- ・支援期間終了後（モニタリング時）に到達しているであろう「子供や家族の様子」と記載。【主語は子ども・家族】
- ・言葉で発せられるニーズだけでなく、子どもの成長に必要な「発達ニーズ」も検討し目標を設定

支援内容（内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性）

- ・到達目標に掲げた子どもや家族等の様子になるよう、事業所がどのような「専門的な支援」、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載。
- ・家族支援および地域支援の場合も具体的働きかけを記載。【主語は事業所】

※モニタリング時に、事業所の支援の質、力量が問われる⇒達成できなかった場合は子どもや家族、地域のせいではなく、事業所の目標設定や支援内容が悪かったと評価する。

個別支援計画の取り組み紹介

ケース1（幼児期）

3歳 男児（年少）

イーハトーブ養育センター利用 月～金

医療には今後つながる予定だが、現在の診断は無し。知的障がいと自閉症スペクトラムの疑いがある。身の回りのことについては、介助や促しが必要。言葉は音声や語尾、単語が少し出る程度。やり取り場面ではクレーン動作が見られる。視覚優位で、日常的なことは絵カードと一緒に指示をすると伝わりやすい。動作模倣が見られ、体操活動や手遊びの模倣が可能。自他の区別はついておらず、友達の給食にも手を伸ばすことがある。

個別支援計画の取り組み紹介

ケース1（幼児期）

メモ

個別支援計画の取り組み紹介

ケース2（学童期）

12歳 男児（支援学校6年生）

放課後等デイサービス利用を2事業所利用 月～金

知的障がい、自閉症スペクトラム、てんかんの診断あり。服薬あり。

身の回りのことについては、見守り支援。言語はほぼ無。クレーン動作による要求。指示理解は日常的なことは応じる。感覚過敏あり。他児童を押すことや、支援者の腕を強く引っ張る。大声で叫ぶ。壁に勢いよくぶつかる。物を投げるなどの行動障がいが見られる。

個別支援計画の取り組み紹介

ケース2(学童期)

メモ

参考資料

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修従事者国研修

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修従事者専門研修

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)